

沼監第 23 号
平成 26 年 8 月 8 日

沼田町長 金 平 嘉 則 様

沼田町代表監査委員 金 子 幸 保

沼田町監査委員 渡 邊 敏 昭

平成 25 年度沼田町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定によって、平成 25 年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1. 審査の対象

(1) 平成 25 年度沼田町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成 26 年 7 月 31 日及び平成 26 年 8 月 8 日の 2 日間

3. 審査の概要

(1) 決算審査に当たり、提出を受けた決算報告書その他財務諸表について関係諸帳簿に基づき計数の信憑性を確認するとともに、企業会計原則に従って処理し、関係諸法令に準拠して作成され、また、企業の経営状況並びに財政状況が適正に表示されているか否かについて審査した。

(2) 水道事業の棚卸資産（貯蔵品）については、年度末実施の棚卸時に立会検査し、在庫並びにその受払の実態を確認して決算審査の正確を期した。

4. 決算の適否について

(1) 予算と決算の状況

別紙一覧表のとおり

(2) 決算の適否について

慎重に審査した結果、適正な決算であることを認める。

(3) 審査における意見

平成25年度水道事業においては、老朽管の改修及びポンプ場施設等の更新により、有収率については良好な数値で推移しており、健全な事業運営に努めたところは評価するところであるが、今後は人口の減少等により、有収水量の確保が困難になると予想されることから、計画的な配水施設の更新により一層の漏水対策の強化と未収金回収等に努めるとともに、北空知広域水道企業団及び構成団体との連携を図り、適切且つ効率的な事業運営に努められるよう強く望むものである。